平成２２年（フ）第２０号
埼玉県深谷市櫛引52番地６
債務者　門倉　和人
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２１年（フ）第６８７号
新潟市東区中島２丁目１番27―203号
債務者　石川　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２１年（フ）第５４２号
静岡県沼津市大岡2503番地の３　ＳＫハイツ２Ｅ
債務者　吉田　憲司
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第５４３号
静岡県沼津市大岡2503番地の３　ＳＫハイツ２Ｅ
債務者　吉田真由美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第２５号
静岡県沼津市高砂町８番地の４　エルディム杉山Ａ103、前住所静岡県沼津市大岡3368番地の10　プリンスガーデン沼津605号
債務者　奥山　辰己
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第２９号
静岡県沼津市今沢274番地の３　サンハイツ渡辺102
債務者　森　　美紀
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第５７１９号
大阪府大東市寺川１丁目10番704号
債務者　村上　　実
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第９７２８号
大阪市東淀川区菅原７丁目７番３号　ショウビハイム302号
債務者　正生　優人
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第９９０８号
大阪市平野区長吉六反３丁目15番23号
債務者　南　　和美（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第９９７９号
大阪府八尾市弓削町２丁目133番地
債務者　根屋加奈子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第９９８４号
大阪市北区天神橋６丁目５番９号　アバンダンス天神橋602号室
債務者　梶田　忠弘
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第１００５７号
大阪市住之江区北島３丁目３番14号
債務者　小松　大樹
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第１０２５５号
大阪市平野区背戸口２丁目14番２号　202号
債務者　角谷　茂代
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第１０３７３号
大阪府東大阪市新池島町２丁目18番９号
債務者　ヨサパーク・シャングリラこと　尾瀬　健吾
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第１０３７４号
大阪府東大阪市新池島町２丁目18番９号
債務者　尾瀬　博美（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第４３１号
大阪府茨木市三島丘２丁目27番20号
債務者　坂口　準一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第６２７号
大阪府茨木市星見町20番23号
債務者　足立千賀子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第６４１号
大阪市住吉区遠里小野２丁目15番５―602号
債務者　小松　美幸
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部